

# 消費者被害注意情報

201803号

平成30年7月26日  
島根県消費者センター  
神谷(啓発)・田邊(相談)  
Tel:0852-22-5103  
Fax:0852-32-5918  
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

## 週40万円稼ぐ「真似っこビジネス」!?

～「誰でも簡単に稼げる」という甘い言葉に潜むワナ～

### 相談

「スマホを操作するだけで誰でもできる」という触れ込みの「新世代スマホビジネス」のモニターに応募した。

紹介された動画サイトで、ビジネス考案者という男が「在庫をもたず仕入金負担もない新しいネットショップ運営」「やることは真似をするだけ」と説明するの信じ、1万5千円でPDFファイルの情報商材を購入した。その後、電話で「クラウドシステムツール」という80万円のネット販売管理ツールを勧められ、「2週間で元が取れる」と説得されてカードで決済した。しかし実際は自分のブログに石鹸の販売用サイトを貼り付け、美容や健康の効能をうたって販売するという内容だった。

簡単に商品が売れるとはとても思えず、説明とまったく違うので、解約したい。(50代 男性)

### 県消費者センターの対応

サイト運営業者に対しては、説明の問題点を指摘した上で契約の取り消しを交渉中であり、カード会社には支払い停止を依頼しました。

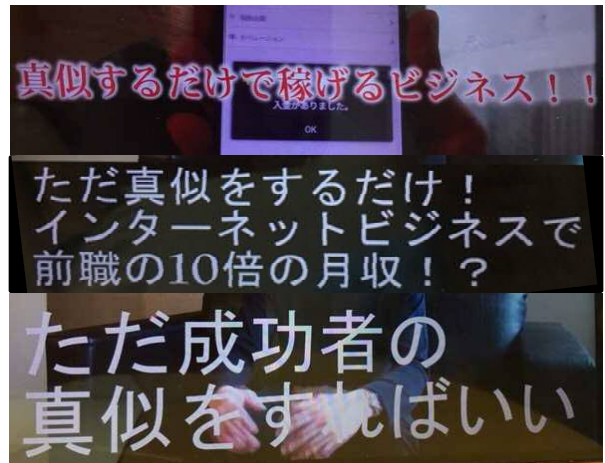
### アドバイス

「真似するだけで現金を生み出す新たなビジネス」の実体は、専用のウェブサイト을 独自で立ち上げ、ネットショップを始めるというもの。支払った金銭以上の収益を上げることは極めて困難です。

同様の消費者被害が全国で拡大したため、消費者庁は、消費者安全法に基づき東京都と合同調査を実施し、平成30年7月に注意喚起しました。

この事業者は既に廃業していますが、同様の手口で別の事業者が消費者被害を引き起こす可能性が高く、「誰でも簡単に稼げる」という甘い言葉には注意が必要です。

ウェブサイトのキャッチコピー(資料画像)



「真似っこビジネス」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

SNSなどで自社のウェブサイトに誘導

ウェブサイトの動画で

実在しない  
広田拓海が真似っこビジネスを考案しました(1日に38,850円を稼いでいます)

実際はうそ

ネットショップを始めるためのマニュアル(15,000円)を販売

電話説明の際に

「ビジネスを始めるために必要」などとして、電話説明の予約へと誘導

有料コースにあるサポートがつかないと売上げを見込むのは難しい

目安ですが、売上げ見込みは最低月収〇〇万円

有料コース(6万～96万円)代金を支払わせる

専用のウェブサイトでネットショップを始める(支払った金銭以上の収益を上げることは難しい)

少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン(188)や警備(9110)にお電話を!

トラブル相談は

消費者ホットライン

局番なしの

188

泣き寝入りはいや

お近くの消費生活センター等につながります

消費者庁報道発表資料  
(平成30年7月6日付)